8　海域モニタリング専門官は、命を受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定による適合区域の確認に関する事務のうち海域に関するもの（以下この項において「海域モニタリング」という。）の実施及び海域モニタリングの実施に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官、知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに業務推進専門官一人、知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～5　（略）

6　業務推進専門官は、命を受けて、知的財産課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7～13　（略）

（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官、養蜂指導官及び監視官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官四人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人、養蜂指導官一人及び監視官一人を置く。

2～11　（略）

（食肉需給対策室並びに畜産専門官及び業務推進専門官）

第四十四条　食肉鶏卵課に、食肉需給対策室並びに畜産専門官三人及び業務推進専門官一人を置く。

2～4　（略）

5　業務推進専門官は、命を受けて、食肉鶏卵課の所掌事務に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官七人及び数理官一人を置く。

2～7　（略）

（農地集積・集約化促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　農地政策課に、農地集積・集約化促進室並びに経営専門官十三人、農地流動化調整官一人、訟務官二人及び小作官一人を置く。

2　農地集積・集約化促進室は、農地の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事務をつかさどる。

3　農地集積・集約化促進室に、室長を置く。

4～7　（略）

（農政調整官及び流通指導官）

第百八十七条の三　園芸特産課に、農政調整官五人（東北農政局及び中国四国農政局にあっては四人、北陸農政局にあっては三人）及び流通指導官一人を置く。

2・3　（略）

6　海域モニタリング専門官は、命を受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の規定による適合区域の確認に関する事務のうち海域に関するもの（以下この項において「海域モニタリング」という。）の実施及び海域モニタリングの実施に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（地理的表示保護推進室及び種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　知的財産課に、地理的表示保護推進室及び種苗室並びに知的財産専門官一人、地理的表示審査官六人、審査官二十一人、総括審査官一人、審判官一人、首席審判官一人及び国際専門官三人を置く。

2～5　（略）

（新設）

6～12　（略）

（畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官、首席畜産専門官、畜産危機管理官、技術専門官、養蜂指導官及び監視官）

第四十一条　畜産振興課に、畜産技術室及び家畜遺伝資源管理保護室並びに畜産専門官五人、首席畜産専門官一人、畜産危機管理官一人、技術専門官一人、養蜂指導官一人及び監視官一人を置く。

2～11　（略）

（食肉需給対策室及び畜産専門官）

第四十四条　食肉鶏卵課に、食肉需給対策室及び畜産専門官三人を置く。

2～4　（略）

（新設）

（担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官及び数理官）

第四十七条　経営政策課に、担い手総合対策室及び経営安定対策室並びに経営専門官八人及び数理官一人を置く。

2～7　（略）

（農地集積促進室並びに経営専門官、農地流動化調整官、訟務官及び小作官）

第四十八条　農地政策課に、農地集積促進室並びに経営専門官十二人、農地流動化調整官一人、訟務官二人及び小作官一人を置く。

2　農地集積促進室は、農地の利用の効率化及び高度化の促進に関する事務をつかさどる。

3　農地集積促進室に、室長を置く。

4～7　（略）

（農政調整官及び流通指導官）

第百八十七条の三　園芸特産課に、農政調整官四人（関東農政局及び近畿農政局にあっては五人、北陸農政局にあっては三人）及び流通指導官一人を置く。

2・3　（略）